

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について■

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険制度から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度の医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかがない場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、役場町民課生活環境グループまでお申し出ください。

■ 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次の発行は平成26年3月末です。（平成25年7～12月診療分）

◆ 新たに発行を希望される方へ

新たに発行を希望される方は、北海道後期高齢者医療広域連合または役場町民課生活環境グループへ連絡してください。（電話での連絡だけで手続きできます）

- すでに「発行希望」の連絡をいただいている方は、継続して発行しますので、再度の連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをする必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

町民課生活環境グループ

電話 5-1115

告知端末機 5-8815